

2. ものづくり・商業・サービス革新事業

○保坂政策評価審議官　それでは、2コマ目のセッションに移りたいと思います。

2コマ目は、ものづくり・商業・サービス革新事業でございます。

本セッションのとりまとめは、引き続きまして梶川委員でございます。梶川委員、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、先ほどと同様に、中小企業庁より事業の概要をご説明させていただきます。

○平井技術・経営革新課長　それでは、お手元の資料に基づきまして、ものづくり・商業・サービス革新事業につきましてご説明申し上げます。資料の右肩の耳の部分でいうと②に当たる事業でございます。

レビューシートに関しましては、その後ろのほうでつけてございますけれども、今回の事業のポイントとなりますところだけパワーポイントに抜き出ししてございますので、パワーポイントのほうを順を追いながらご説明申し上げたいと思います。

パワーポイントの1ポツ目でございますけれども、このものづくり・商業・サービス事業の概要でございます。

まず先に、実績のところをご覧になっていただければと存じますけれども、この予算は通常予算、いわゆる8月に概算要求から始まります通常予算ではございませんで、経済対策として実施しました補正予算におきまして措置していただいた事業でございます。具体的に申し上げますと、そこに書かせていただきましたとおり、第2次の安倍政権の発足から編成いただきました24年度の補正予算の中で1,007億円、25年度の補正予算で1,400億円、ことしの2月に成立いただきました26年度の補正予算の中で1,020億円、それぞれ措置いただいているものでございます。

事業概要のところがございますように、経済対策としてでございますので、例えば最近のことでいいますと、消費税増税前の駆け込み需要に対する反動減、あるいは急激な為替変動に伴います輸入物価、原材料等の価格の上昇、中小企業を取り巻く環境はまだまだ非常に厳しいところがございます。経済対策といたしまして、経済の好循環を中小企業、あ

るいは全国津々浦々にお届けしていくために、革新的な商品づくり、サービスづくりに挑戦する中小企業に対しまして、必要な設備投資、あるいは試作品開発やサービス開発、そういったものを応援するための補助金制度でございます。

事業スキームのところに書かせていただきましたとおり、この予算につきましては、今日1つ目の大きな議題といいますか論点になります基金という形で造成させていただいております、国が全国事務局、具体的にいえば中小企業団体中央会でございますけれども、そちらのほうに基金を造成いたしまして、この基金に基づきまして、全国組織であります都道府県の中小企業中央会のネットワークを通じまして中小企業の方々からご申請をいただき、審査を進め、補助の事務に当たっているといたものでございます。実際の実績値のところは、実績のところに戻っていただきますけれども、24年度の事業に関しましては申請を2万3,900件いただきまして、その中から厳正な審査で1万516件、25年度補正は3万7,000件弱のご申請の中から1万4,000件余りを採択させていただいたところでございまして、競争倍率は2.5倍前後になっているものでございます。

今日の論点の1つ目に基金の造成というところがございまして、2ページのところでもう少し詳細にご説明申し上げます。もちろん基金を使ってこういった経済対策を実施していくということに関しましては、財政規律の観点からは、厳に抑制するという指針が財務大臣から示されているものでございまして、その中で真に必要なものかどうか精査したものでございます。ただ、この事業に関しましては、やはり中小企業がこの事業を進めて革新的なものに取り組むという中での利便性を確保する意味で、どうしてもこの基金でやっていく必要があるだろうということでお認めいただいたものでございます。

具体的な線表のほうでご確認いただけるとわかりやすいと存じますので、下半分、線表がございまして、こちらをご確認いただきたいと思いますと思いますが、実際この事業を1回、2回と2回の公募期間をとりまして、都合4ヵ月以上、5ヵ月弱の中小企業自身が事業計画を練る時間を用意してございます。その後、審査の結果、採択されましてから、中小企業が実際に設備投資をしたり試行錯誤するわけでございますが、実際にやってみる、だめだったら手戻りしてもう一回やってみる、こういった時間を約1年間とらせていただきまして、その翌年に確定検査・支払いになる、こういった事業を進めさせていただいているところでございます。

基金を使いますがゆえに、こういった複数年度の柔軟な運用が可能であるわけでございますけれども、これを基金を使わずに実施した場合には、下にありますように、2月に実

際に実施期間を決めたとしても、公募期間は2ヵ月以下しかとれないだろうと。あるいは実際の実施期間は約5ヵ月、その後、急ぎ確定検査をして、ようやく1年の明許繰り越しの期間の中に入ってくるといったものでございまして、タイトな中ではなかなか中小企業の革新ができないのではないかとということで、今回基金を使わせていただいたものでございます。

次のページでございます。この補助金の経済対策としての波及・効果の部分でございます。24年度の補正事業に関しましては、既に昨年の9月に補助期間を終了してございます。実際の採択に関しましては先ほど申し上げた数字でございますけれども、確定金額としましては796億円を市中に供給したものでございます。もちろん、補助金でございますから事業者が自己負担をしております。残りの3分の1の部分は事業者が自己負担ですし、それに伴いまして補助対象外の経費、例えば工事費等は自己負担しているわけございまして、それが774億円、市中に1,570億円のお金を回す効果があった。直接的な効果は1.97倍ということでございます。数字は読み上げませんが、25年度もしかるべき2.3倍程度の経済的なお金が回った効果があったということでございます。

中小企業全体に対して、全国津々浦々と申しておりますので、どれぐらいのインパクトだったのかというのが下のピラミッドみたいなグラフでございます。下のほうから申し上げますと、日本に中小企業の数385万社でございます。従来、中小企業庁としてやっております、例えばサポイン法と呼んでおります中小企業ものづくり高度化法に基づきます認定事業でありますとか、新促法と呼んでおります連携体によります事業、こういったものも応援しているのですが、従来の補正予算なき場合でしたら年間100件余りぐらいしか応援できないわけでございますが、全国津々浦々の方々に政策をお届けし、その中で頑張っていたとこの真ん中のボリュームゾーンを狙ったのがこの経済対策でございまして、1年目、2年目、ここまで2万5,000件やっておりますが、26年度補正でも1,020億円計上いただきまして、今募集中でございます。これで1万件とれたとしますと3万5,000件、中小企業全体のボリュームに対してようやく1%ぐらい、モデル的なというか革新に取り組もうという中小企業に対しての応援をしていると。こういうボリューム感を考えて進めているものでございます。

4ページ目、具体的な成果でございます。実際に我々として置いています目標は、補助期間終了の5年以内に事業化、事業化というのは対価を得る市場取引の対象となること、つまり売り上げが立ったり受注したり、そういったものでございますけれども、これを5

割以上という目標を置かせていただいております。

実際に事業を終了した部分につきまして、具体的にいえば24年度補正予算事業に関しましては昨年9月に終了しておりますので、終了時点においてその状況を調査してございます。その結果でございますけれども、既に事業化まで達成した企業は大体21%でございます。一番大きなボリュームゾーンは、目標とした技術成果は達成したけれども事業化には至っていないという企業が42%でございます。29%は、設定した技術目標にまだ達していないので、研究開発を継続しているといった状況でございます。やはり後のP D C Aにつながる話でございますけれども、技術は成功してもビジネスにつなげるためには、まだまだその先にはダーウィンの海があるわけございまして、そこを乗り越える販路につながるような支援も今後必要かなと考えているところでございます。

5 ページ、5 ポツでございます。補助事業に対する評価でございまして、こちらのほうは、補助金をもらったわけですから、お金をもらった企業が頑張るというのは当たり前のことでございますが、それに伴いましてその企業の中にどんな効果があったのかということをもとめていただいたものでございます。従業員の取り組み意欲が向上したとか、社外のネットワークが広がったとか、信用でありますとか認知の向上につながったというお声もいただいているところでございます。

一方で、P D C Aにつながる話としましては、生声のところでございますように、実は初年度、24年度補正は、ものづくりだけを対象にしておりましたところ、中小企業のイノベーションはものづくりだけにあらずということで、サービス分野に広げるというお声をいただいたものでございます。

6 ページ目でございますように、25年度の補正予算1,500億円の執行に当たりましては、革新的なサービスにチャレンジする中小企業にも門戸を広げて、実際に1,674件進めていただいているところでございます。

最後、お時間の関係がございまして、7 ページのところでございますけれども、具体的にこんな事業だというイメージでございます。7 ページの右のほうは簡単でございます。こういう小型の電子部品の中で使われている小型のモーター、さらに小型のモーターの真ん中で回っているスピンドルの軸、このシリンダーの軸を高精度でしかも軽量なものを磨き上げる技術を開発した。こういったものがまさにサポーターインダストリーに至る中小企業のものづくりの基盤技術でございます。

左の方はサービスでございまして、高齢者向けの施設に給食サービスを提供している会

社がこういった高付加価値な食べておいしい介護食を開発したといった例がございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上とさせていただきます。

○保坂政策評価審議官　それでは、これから議論に移りたいと思います。本事業の論点でございますけれども、3点ほどあるかと思っております。

まず1点目でございますけれども、中小企業のイノベーションを図る施策として、基金形式による執行は妥当か。年度執行で単年度に限らないという意味で基金という形式をとったことに対して、こういう形の執行は妥当かどうかということでございます。

2点目でございますが、革新的な中小企業を支援する施策として、本事業の成果目標は妥当であるかどうか。

3点目は、先ほどから話がありましたけれども、安倍政権のもとで全国津々浦々に全体の施策を裨益させるという目標がございまして、全国津々浦々の中小企業の革新を図る観点から、試作開発事業として、執行の仕方は妥当であるかどうかという3つの論点を中心に議論いただければと考えてございます。

それでは、ご意見のある方、手を挙げていただければと思います。では、豊田委員から。

○豊田委員　どうも、豊田です。ご説明ありがとうございます。ちょっとよくわからないなと思った点があるのですが、基金で複数年度にわたる事業とされるということなのですが、2ページの線表をみますと、採択から確定検査・支払いまで1年とられているわけです。実際の中小企業での事業実施のタイムスケジュールと比較して考えた場合、本当に革新的で収益を生むものならいいのですが、必ずしもそうでないものであったり、あとは収益を生み出すまでに長期間かかるものの場合、この1年の間につぶれてしまうのではないかという懸念もあるように思うのですが、この1年については、要は自社の努力で資金調達をして何とかもたせてくれという想定になっているのでしょうか。また、もともと基盤のある企業で一部新規事業として始めるというパターンであればいいのですが、まさにこの新規事業をもって事業を立ち上げようとする中小企業にとっては、この1年もちこたえられないというパターンもあるかと思うのですが、そこで事業自体が頓挫してしまった場合には、結果としては補助金も出ないということになってしまうのでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　ご説明申し上げます。まず幾つかの論点があろうかと思っておりますけれども、基本的にはおっしゃるとおりでございます。補助金の先渡しという仕組みではございませんので、基本的には確定払い、実際に支払ったものに対して領収証等で

確認して支払っていくということでございますから、1年丸ごとこの事業に期間に充てたという中小企業に関しましては、1年丸ごと分、事業を回せるだけの資金的な裏づけが必要でございます。実際にはその期間、自己負担できなければ、銀行等からの借入れによりましてこれをつないでいく必要がございます、一応審査の段階ではそういったつなぎも含めた、その1年間もちこたえる資金をどういう形で調達するのかという資金計画もちゃんと出していただいて審査をしておりますので、審査でこぼれるものは別としまして、そこは確認させていただいているというのが1点目。

2点目、必ずしも1年丸ごとかかるわけではなくて、ご指摘のとおり、例えば半年で結果を出す、この設備とこの機械があつてこういう技術をやればできるのだという方に関して、例えば半年とかで終わった場合には、その時点において早期に確定検査、あるいは最後までちょっと残るにしても、もうここまで終わっていますという形で中間監査、そういった柔軟な形で進めているというのが2点目でございます。

最後に、これまでなかなか基盤もなく始めたけれども、やはりだめになって、途中でというケースに関しましては、ご指摘のとおり、ちゃんとした確定のご報告がないものに関してお支払いできませんので、残念なというか企業自身のリスクということになってまいります。それをできるだけ避けるためにも、我々は個別の案件をきちっとフォローしまして、中間段階でここまでの成果が出ているのだから、このベースで支払いしましょうというものに関しましては、できるだけ柔軟な形で中小企業に対してフォローする、そういった運用を努めているところでございます。

○豊田委員　　済みません、もう一点だけですけれども、これまでの実績の中では、事業化達成率が約20%ということになっているようなのですが、これが本当に革新的なものづくり、サービスの事業であれば、もう少し事業化達成率は高くしてしかるべきではないかと思うのです。さかのぼって考えたときには、もちろん経済対策としての意味もあるので難しいのかもしれないのですけれども、革新性があるのかどうかの要件のところちょっと緩過ぎるのではないかという印象もあるのですが、そういうことはないでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　　お答えは難しいというか結果論でございます、実際にこの年度の場合でしたら1万500件採択させていただいておりますけれども、それに対してのご申請というか事業提案は2万3,000件以上いただいているわけです。2万3,000件の中から1万件選んで、それであってもこういう形でございます。20%がそんなに低いとも思いません。実際にデスバレーを超えた案件が2割というのは、それなりに評価されて

しかるべきかなとも思っておりますけれども、なおもってこれを高くしていくようにフォローが必要だという点に関しては、全くそのとおりだと思っています。選ぶ段階において革新性が低過ぎたのではないかというご指摘に関しましては、2万3,000件の中から厳正に審査させていただいた上での1万500件だということを申し上げたいと思います。

○豊田委員　ありがとうございます。

○保坂政策評価審議官　では、上山委員、お願いします。

○上山委員　先ほど豊田委員の質問に対して、1年以内で払われる場合もあるというお話があったと思いますけれども、実際、複数年度またがずというか、1年以内で払われている割合というのはどのぐらいなのか。

○平井技術・経営革新課長　金額的なことでいいますと、24年度補正予算が、最後のところまで行くと25年度の半ばまでかかるわけでございますけれども、25年度中に払われた金額は383億円でございます。1,007億円を分母にするのか、事務費等がございますのでその辺は誤差のところはあるかと思っておりますけれども、約4割ぐらいは当該年度中に支払われているというご理解かと存じます。

○上山委員　革新性とかかわってくる話だと思うのですが、24年度が1万500件で、25年度が1万4,000件、26年度も1万件を超えとなると、3万件を超える形になると。本当に3万件も革新性あるものがあるのかというのがそもそもの疑問であって、中小企業が1,000万とか1,500万で、恐らくそんなに目をむくような革新性がないと思うのですが、そのときに本当に複数年度必要なのですかと。これは事前の勉強会の際にもご質問させていただいたのですが、基金というのは厳に避けるべき、抑制されるべきだといわれているときに、本当に必要なのかと。実際に複数年、本当にかかっているのかというのが非常に疑問で、今のお話だと、4割は少なくとも年度内、1年以内に支払われると。残り6割だって、1年以内に支払われるといったときに、事業が終わらないものではないのではないかという気がするのですが、いかがでしょうかね。

○平井技術・経営革新課長　おっしゃるところも一部理解させていただくというか、ぜひ心にとめさせていただきたいと思っております。ただ、やはり一部バランス的な話もあるかと思えます。私どもとしましては、この事業の成果を最大化するためには、ある程度中小企業に柔軟な形、事業計画を練り上げる時間、それから試行錯誤でやり直す時間というものもお認めさせていただいたほうが事業の効果は高まるだろうなと思って、やや柔軟側で設計しておりますが、一方で、先生ご指摘のとおり、できるだけ経済効果を早く上

げたいからこの補正予算をやったのだらうと。よって、事業計画はできるだけ早くつくる、でき上がった事業計画を早く実施する、そういった観点も必要かと思ひまして、そこはある意味バランスだとは思ひます。

一方で、基金でありながらできるだけ前倒しする、そういった工夫もしているところでござひまして、例えば事業期間を4ヵ月以上とっているといひますけれども、4ヵ月べたっと募集しているわけではなくて、途中で切りまして、早期に事業計画があつたものに関してはどうんどん採択を前倒しで決定しておりますし、先ほど豊田委員にご説明申し上げましたとおひ、1年間の事業満了前であっても、もうここで終わりました、ここでできますというものに関しては早期に確定をする、そういった柔軟な対応もしているところでござひます。

○上山委員　ごめんなさい、結局のところ、基金の形は変えられないとおっしゃっているのですか。

○平井技術・経営革新課長　変えられないというか、財務省から示されていますように、基金に頼ることなく対応が可能かどうか不断に検討すべきという点に関しましては、私ども重く受けとめておひまして、常にそれを念頭に置きながら進めておひます。今申し上げたのは、過去これまで行ってきました24補正、25補正、26補正に関しまして、そういったバランスを考えた上で基金のほうが効果としてはふさわしいだらうということ、ここまでのところはそれでお願ひしてござひますが、いずれにしても、基金であろうがなかろうが早く効果を上げるべきというのはご指摘のとおりだと思ひておひます。

○上山委員　ちょっと聞き方を変えます。そうすると、この事業実施期間とか公募期間というのは、どういう根拠に基づかれて複数年にわたるような形になると最初決められたのですか。

○平井技術・経営革新課長　例えばござひますけれども、事業実施期間の1年間に関しましては、例えば精密加工のためには工作機械が必要でござひます。工作機械の仕様を決めて発注してから実際に納品されてその機械が動く検収までの期間どれくらいですかということ、実際に工作機械関係の事業者からヒアリング等させていただきまして、大体半年弱、5ヵ月とか6ヵ月というケースが非常に多いということをおひきました。その期間、6ヵ月とか5ヵ月で仕様を決めて工作機械が入って、そこから試行錯誤する期間を足すと、1年くらいが妥当かなというのが、我々決めたときの経緯でござひます。

○上山委員　工作機械というのは1業種にすぎませんけれども、そんなに工作機械がこ

の事業の中で重きを占めているのですか。

○平井技術・経営革新課長　ご指摘のとおり……

○上山委員　いや、もうちょっと話させていたきたいのですけれども、本当に革新的なものということであれば、この基金があるから、あるいはこの補助金があるから、この事業があるから突然出てくるものではなくて、恐らく、会社内でもある程度の検討がされていてという話だと思うので、一からのスターという話ではないのだと思うのです。そうすると、一からスタートしたときの工作機械、ほかの業種についても多分検討されていて、数字をおもちなのではないかなと思うのですけれども、工作機械だけをもってしてこの期間にするというのはどうなのかなという気がします。基本的にはやはり基金はつukらないというのを大原則ということであれば、そういった財政規律に従った形にすべきなのではないかなと思います。

○平井技術・経営革新課長　工作機械を例に出しましたのは、実際に私どもが聞いたのがそれだったというだけでございまして、ご指摘のとおり、工作機械以外にもいろいろあると思います。ただ、予算執行のルールとしまして、もう既に発注済みの機械とか、もう既に入っている機械に対して、その費用を補助金で後乗せすることは国の予算の執行ルールとして不可能でございまして……

○上山委員　そういうことを申し上げているつもりはないのですけれどもね。要は工作機械とかって設計から始まってみたいな話になるのかもしれない、少なくとも頭の中である程度の原型というのができ上がっていて、このお金が使えるからみたいな話になってくのではないかと思うので、では、工作機械以外では実施期間というのは何かしら数字を集められたのですか。

○平井技術・経営革新課長　この機械みたいな形でここでお示しするようなものは具体的には集めてございません。

○上山委員　そうすると、これはものづくりだけではなくて、サービスも含めてという話だと思うので、検討し直す余地はありますよね。

○平井技術・経営革新課長　し直す余地といいますか、この事業は先ほど申しましたとおり補正予算でやっておりますので、24、25、26、それぞれ補正予算は既にもう成立済み、今執行かかっているものでございます。これ以降、どのような補正予算があるかというのは、私ども全くわからないというか、経済状況によりけりということではなかいかと存じます。今やっているものに関して、基金は基金としてできるだけ前倒しで成果を上げるべ

きだというご指摘は全くそのとおりでございますので、できるだけ早く執行していきたいと思っておりますが、これから予算を要求するというような前提での話ではなかろうかと存じます。

○上山委員 結構です。もし同じようなものが出てきたらという前提で考えていただければいいと思いますけれども、そのところ。

○平井技術・経営革新課長 もしということでもないと思いますけれども、今後、中小企業庁として中小企業のイノベーションを図る上では、基金以外の手段はしっかりとそちらの対応ができるように検討を進めてまいりたいと存じます。

○保坂政策評価審議官 ほかに。それでは、石田委員から。

○石田委員 ありがとうございます。石田でございます。ページ9に関連しまして質問といたしますか確認的でございます。すなわち、支援企業の条件でございますが、これは要件が4つありますけれども、この要件を満たす企業から申請を受けて、予算額の範囲内で選択するのだと思うのです。そのときに、同じページの右側に事業イメージが1から4まで仕分けをしてございますけれども、この仕分けは、支援予定企業がみずから仕分けの色を申請の内容に入れるのでしょうか。あるいは、中小企業庁のほうで申請した企業の仕分けを内容的にするのでしょうか。

○平井技術・経営革新課長 ご説明申し上げます。事業イメージの1から3までは1つの様式が決まっております、その1つの様式の中でその企業がみずから成長分野、環境関係ですとか健康医療分野ですとかそういうことをご説明になるときにチェックを入れる項目でございます。一方で、4ポツは左のほうの事業の条件の(4)新陳代謝を目的とした設備投資に当たるものでございまして、こちらだけ申請の様式のそのものが入り口から変えてございます。

○石田委員 ありがとうございます。であるならば、私もこれは意見的になるのですけれども、この事業は大変重要だと思うのです。であるがゆえに、この成長分野型であるなどをうまく自主的に把握して、現状では多少パーセンテージは低いようではございますけれども、効果を大いに期待したいわけでありませう。

そのときに、投資がされたとかそのような効果だけではなくて、5ページに波及効果という整理がされていますけれども、従業員の取り組み意欲の向上ほか、これを波及効果というのでは評価の仕方として不十分ではないかと。投資という効果もあるのですけれども、企業経営においては、ここに例示で4つ挙げてありますが、これは波及効果どころではな

く、国のためにも企業の持続的発展のためにも本質的な効果だと思うのです。波及効果という位置づけではない評価項目にできないものでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　ありがとうございます。まず、成長分野と申しますか、こういった分野をターゲットにしたところについてでございますけれども、私どもが思いついて環境エネルギー分野が大事だとか、健康医療分野をやろうということではございませんで、この経済対策全体の基盤となっております日本再興戦略の中で設定された重点分野に対して、我々としてもその考え方を踏まえた上で重点分野を設定したものでございまして、ご指摘のとおり、ここの分野は非常に重要だと思います。

もう1つの、ここの波及効果という言葉がうまくご説明になっていなければ、文章はちょっと変えていくべきだと思っております。具体的にいえば、我々、5年たってダーウィンの海を越えたところで半分が事業化というのをKPIとしての目標にしているがために、それを目標と呼んだだけでございまして、こういったものを毎年毎年きちんと評価し、これを最大化できるように、そのときそのとき具体的なアクションをとるべきだというご指摘は、まさにそのとおりでございまして、心して努めてまいりたいと思います。

○石田委員　ありがとうございます。

○保坂政策評価審議官　金子委員、お願いします。

○金子委員　ありがとうございます。金子です。2点ほど教えていただきたいのですが、1点は4ページに、やはり重要なこととしまして販路に対する支援が不可欠であるということで、ここではむしろつくる、提供するサービスそのものよりも、その後の段階がやはり重要であるとして書いてあるのですが、10ページの補正予算等をみたときには、ここに書いてある事業イメージはどちらかというとつくるほうであって、販路に対する支援が不可欠と書いてあるのですけれども、その販路に対する支援というのはここの事業イメージでどこに出てきているのでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　ご説明申し上げます。実は、お恥ずかしい話といえばお恥ずかしい話でございますけれども、この補正予算の編成時、財務省に一番最初に要求の形でお願い申し上げたときには、こういった実際にダーウィンの海を越えていく上で販路の開拓支援が重要という想定が我々として余りなかったのは事実でございます。実際にやってみると、相当な事業者がこの手前で足どめを食っている実態がわかったものですから、販路開拓をちゃんとやっという、いわゆるPDCAとして一周回ってようやくこのことに気づいたということでございます。

実際の具体的な販路の支援に関しましては、このものづくり補助金とは別の話としまして、例えば中小企業基盤整備機構等が全国的な商談会みたいなイベント事業もやっておりますし、インターネット上でどんどんマッチングを図るような事業も進めておりますので、そういう一般政策をうまく活用しながら、この案件がダーウィンの海を越えられるように、販路の支援をしたいと考えております。

○金子委員 販路の支援は不可欠だけれども、当事業ではそれはしないとすると、当事業の予算の意味はどのように捉えられるのですか。

○平井技術・経営革新課長 まず、当予算は、中小企業の新しいチャレンジ、ものづくりやサービスの開発の部分に応援するための補助金でございましたので、これは中小企業に向けて補助金を提供してやっていただいておりますが、一方で、その成果の普及に関しましては、今申し上げましたとおりの一般政策でそれをやるということと、もう1つは、一部事務費をこの中小企業団体中央会でありますとか都道府県の中央会にとってございますので、そういった事務費をうまく活用しながら、販路開拓につながるようなイベントでありますとか事例紹介みたいなものを進めたいと思っております。

○金子委員 それはもう既に具体化した事業としてあるわけですか。

○平井技術・経営革新課長 これから具体化を目指します。

○金子委員 今の時点では具体化していないと。

○平井技術・経営革新課長 はい。この秋をめどに具体化できるように、今、企画を練っている最中でございます。

○金子委員 もう一点、先ほど、新しいチャレンジという言葉は非常によい言葉だと思うのですが、一方で業務概要のほうをみると、既存工場の老朽化のためというような形の記述がレビューシートが一番最後にもありまして、ある程度つなぎ資金が必要であるとか、期間が限定されているとすると、むしろ新しいチャレンジよりも既存の、耐用年数が終わりそうな設備を新しくするときにこの資金を使うと。そうであるとすれば、耐用年数が長い設備であれば、前のものに比べれば必然的に革新は起きているので、そうすると実質的には耐用年数の終わった設備の再建資金の補助、つまり中小企業の別の政策でやっている各種経営支援政策を、名前をものづくりとしたように一見するとみえてしまうと思うのです。そのところで、いわゆる耐用年数が近づいて古い施設を廃棄して新しくするというのを、本当に新しいチャレンジに入れていいのかということと、新しいチャレンジというのにもし本当に絞ってしまったら、逆にそれほど申請はなかったのではないか

と思える点もあるのですが、その点はいかがでしょうか。

○瀧島金融長補佐 一部事業が2つの課にまたがっておりますので、私から説明させていただきます。今おっしゃっていただいているのは、多分、9ページ目でいう新陳代謝型という全体の事業の一部のところであるかと思っております。ここは少しだけスキームが違いまして、金融機関からお借入れをして設備投資をするというときに、全体の中で一部を最低こういった事業にも使っているということでありまして、他方でこのときの要件が総資産の15%を超える設備投資を行うことというように我々では定めていて、総資産の15%というと相当の投資を中小企業さんがやられるというケースでありますので、単純な老朽化対応をやるというよりは、それも含めてまさに新しく大きなチャレンジをされるケースだということで、我々としては今回これも含めて応援させていただいているということでありまして。

○金子委員 中小企業の総資産で15%というと、設備投資型の産業になると、会社の全体を変えるというよりも、ある程度耐用年数が終わったものを新しく入れたときに、提供する製品が少なければ、その15%というのが著しく新しいチャレンジだというようにはちょっと考えにくい点もあろうかとは思っております。

○瀧島金融課長補佐 15%というと、我々の中では、中小企業さんからすると相当、今申し上げた全体の件数からしても、新陳代謝型で出ている件数自体は全体のボリュームからしたら非常に少ないところがございますので、そこはどれぐらいをもって相当とするかというのはいろいろあろうかと思っております。どこに引くかということだと思っておりますけれども、我々としては総資産の中の15%というところで引いて、今回、それをもって新しいチャレンジとカテゴライズさせていただいたということでありまして。

○保坂政策評価審議官 続けますが、そろそろコメントシートへの記載も始めていただければと思います。それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 一般の方はちょっとわかりにくいかもしれないので、質問という形を最初とりたいのですが、実際には、もしこのまま言葉を信用すれば、我々のビジネスの世界では、新規のプロジェクトファイナンスの話なのです。その場合、普通、補助金の手法をとらないのですが、採択の段階が非常に重要なのです。25年度の補正予算の採択基準だと私は絶対反対してしまうと思うのですが、今回26年度の補正予算額の採択条件をみると、内容的にはいいのかもしれないけれども、すごく抽象的になっている。問題は、事業採択を誰がどうやって責任をもってやっているのか。プロジェクトファイナンスの場

合は、まさしく案件の吟味、案件の目ききというのが全ての勝負にかかってくるわけです。そこをまずどういう方式でやって、誰が責任をとる形なのかというのを教えてください。

2点目、もう1つ質問があって、1つの事業の場合、この資料を読んでいる限り、採択して、あとは当然、企業の責任で全部やってねというようにはみえるのですが、その中で認定機関という言葉も出てくるし、要するに、プロジェクトマネジメントをやっていく人間は誰で、誰が責任をとるのかと。責任をとるといって企業なのしょうけれども、プロジェクトマネジメントしながら、コーディネートしながら、進捗管理をしていくのは一体誰なのだとこのところ、2点教えてください。

○平井技術・経営革新課長　かしこまりました。まず1点目の採択の責任でございますけれども、責任という言葉が抽象度が高いかもしれませんが……

○吉田委員　そうですね。リスクテイクです。

○平井技術・経営革新課長　採択の審査事務という意味におきましては、地方と全国との2段階の審査を置いてございます。具体的にいえば、各都道府県の中小企業中央会が事務局と申し上げました。ここが、自分たちではなくて第三者機関、地方の大学の先生でありますとか、経営の専門家を集めまして実際に審査をいただいているところでございます。ただ、ここで採否が決まるわけではございませんで、ここでできた実際の採点結果は全国のほうに上程いただきまして、全国中小企業団体中央会のほうが組織している第三者機関、こちらが大学の先生、経営の専門家等でございますけれども、そちらのほうで全国の並びをとって、例えば平均点のばらつきはないかとか、重複はないかとか、全国をちゃんと確認した上で採択させていただいているところでございます。ただ、責任という意味では、その委員会を組織していますのは各都道府県の中小企業団体中央会の責任でございますし、全国のほうは全国団体中央会の責任、全国団体中央会を選定した責任は私ども中小企業庁が負っているものだと思っております。

それから、事業の進行中の責任でございますけれども、ご指摘のとおり、25年度補正まではやや事業者責任だったのです。採択できたのだからやってくださいということになってございましたが、26年度補正から、今ご指摘の認定支援機関、これは申請段階において事業計画の妥当性をチェックする機関でございますけれども、彼らには申請段階ではなくて、事業実施期間においてその点をサポートしていただく……

○吉田委員　具体的にはどういう。

○平井技術・経営革新課長　具体的には、まさに事務的なことという伝票の整理から

……

○吉田委員　　どういう機関ですか。

○平井技術・経営革新課長　　具体的には、全国に2万4,000指定しております法律に基づく認定支援機関でございまして、法人として多いのは金融でございます。地方の銀行。個人として多いのは、税理士を初めとしての士業の先生方でございます。

○吉田委員　　多分、既存事業の中にも同じような事業を延々続けられてきていると思うのですが、基本的に、こういうプロジェクトファイナンスの世界というのは、実は採択者もマネジメントする人間もリスクテイクするから本気でやるわけですね。それが無い、公共なのではない部分はあるのですが、このところの2つのポイントでほぼ成否が決まってくると思うので、ここに関しては時間があればもう少し詳しく聞くところなのですが、メンバー構成も含めて非常に重要なところだと思いますので、今後も十分見直して行ってほしいなと思っています。

もう一点、指標なのですが、事業採択の要件の中に付加価値額が年率3%、経常利益率が1%というのがあるわけですね。これが当然、効果測定なり成果目標に生きてこないといけないと思うのです。それは今のところみた感じでは書かれていないので、基本的にはこれを達成した件数が成功案件なのだろうということになるのではないかと考えるのですが、その点はどうですか。

○平井技術・経営革新課長　　例えば技術開発であれば、スペックを書いて、工作機械で何ミクロン以下の工作をしますと書けば、それができたかどうかという意味では、技術目標の達成でありますし、事業化という意味では、利益でありますとか付加価値の額が向上したかどうか指標であるという点では、まさにご指摘のとおりでございます。

ただ、今回ここで使っている指標は、あくまでも採択審査のときに彼らの計画が妥当なものであるかどうか、これは頑張ればできるものなのかどうかということの審査の材料として今使わせていただいております、それができたか、あるいはできなかったからといって何かのペナルティーにつながるかという指標ではない……

○吉田委員　　ペナルティーはいいないけれども、少なくとも成果指標としてはそれをフォローアップしていくべきなのです。事業計画の基準だからという話ではないと思います。

○平井技術・経営革新課長　　かしこまりました。フォローアップに関しましてはまさにこれからの仕事でございまして、収益性でありますとか売上高、当然フォローさせていた

できますけれども、今ご指摘の点も含めまして、フォローの必要なものはしっかりとやっ
てまいります。

○吉田委員　あと一点だけ、済みません。先ほど他の先生もいわれていましたが、事業
の申請段階で幾ら新ステージだといってもレベルの差はあるわけです。もしかしたら、も
う既にミドルとかアーリーの段階に行っているものもあるかもしれない。それはしようが
ないにしても、やはり革新性という部分について絞るのであれば、既存事業との差別化も
図るのであれば、もっと具体的な基準が要るのだと思うのです。非常に難しいですけれ
どもね。そこに関しても、少し抽象的になるのはいたし方ないにしても、何をもって革新
性というのかと。革新的であれば、少なくともこの中小企業の数年後の主要事業、事業の
柱に、プライマリービジネスになる可能性があるという審査でないとおかしいと思うので
す。そこに関しての成果指標の中で、事業化した後、例えば経常利益率が1%達成したと
いうフォローアップと、その全体収益に対する構成比であるとか、そういったものまで
フォローアップしないと、この事業をしかも基金として継続性を重視した事業システムで
やる意味はないのではないかと思います。

○平井技術・経営革新課長　ご指摘の点をしっかり踏まえまして、今、我々がやってい
るフォローアップは基本的には収益の部分の報告義務を課しているものでございますけれ
ども、同時に調査としまして企業全体の売り上げに占めるプライマリーの事業になってい
るかどうか、そういったところもきちっと調査して、フォローさせていただきたいと存じ
ます。

○保坂政策評価審議官　では、梶川委員。

○梶川委員　ちょっと確認なのでございますけれども、これ、中小企業を取り巻く情勢
の厳しさと経済対策としてというところ、またかつ補正予算であるという流れで始まられ
たものだと思うのですが、そういう意味では、9ページのところあたりには、逆に
要件として事業の縮小等のようなもの、また老朽化のお話も入っていると。ただ、26年
になると、経済情勢の安定もあるのでしょうかけれども、革新性の色彩が少し強い雰囲気にも
なっておられて、私、今、ちょっと評価をつけるのに、政策的に7・3、5・5とど
ちらの方向性を志向されているのかということちょっと。次につくつかつかないかもわ
からない補正予算でいらっしゃると思うので何ともいえないのですが、基本、26年
などはより革新性のある方向で企画されていると考えてよろしいのでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　補正予算でやっておりますので、経済対策としての効果が

あることは大前提でございますから、そこをおろそかにするつもりは全くございませんが、ただ、その中で、あまたある経済対策としてのメニューの中から、殊、このものづくり・商業・サービス革新事業に期待されているものは、革新の部分、つまり、これまでほかに誰もやったことがないことに挑戦していく部分を応援することだろうなどということをもまずまず自覚したがゆえに、そこの気持ちを前に出したものでございます。

○保坂政策評価審議官　それでは、上山委員のご意見で最後にしたいと思います。

○上山委員　済みません、今の梶川先生の質問とちょっと似ているのですが、コメントシートの論点3の中にも、1件当たりの規模を踏まえ、より革新的な案件を支援する他政策との役割分担を明確化すべきという選択肢があるのですが、レビューシートに特段書いていないと思うのですが、同じような革新的な案件を支援する施策が恐らく結構あるのですよね。その中で、この事業はどのような位置づけになってくるのでしょうか。

○平井技術・経営革新課長　先ほどちょっと説明をはしょらせていただいて大変恐縮でございます。ページにしまして3ページをごらんになっていただけますでしょうか。ピラミッドみたいな図が下半分についてございます。これは当初の通常の予算の中で我々革新事業としてやっていますのが、例えばものづくりのほうに関しましては、サポイン事業と呼んでおりますけれども、中小ものづくり高度化法に基づきまして、中小企業と大学や地方の公設試等と一緒に産官学連携によります研究開発、新しいチャレンジに対しての資金支援を行っているものでございます。こちらの予算規模は初年度で4,500万円、これが3年間続きます。だんだん低減していきますので、3年間合計で最大9,700万円、1億円弱の資金をこの産官学のグループに供給するのがこの部分でございます。年間の件数は100件余りずつぐらいを毎年度採択させていただいて、進めております。

それとの比較でいいますと、やはり全国津々浦々ということでございますので、予算規模割る単価1,000万円で行っていただくと大体1万件という数が出てございますけれども、この真ん中のボリュームゾーン、地方でそれぞれやってみたい中小企業に新たなチャレンジのためのシードマネーを供給するというのがこの予算の狙っているボリュームゾーンでございます。

○上山委員　より対象になるところを広げるということですよ。かつ革新性は当然に低くなるということだと思っておりますけれども、そうした場合に、では成果目標が5年後の事業化でいいのかと。実際のところ、革新もあれなのですけれども、やはりある程度でこ入れという部分のほうが多いのだと。そうすると、もっと短い期間で成果を出すような

形の事業で本来あるのではないのかなと思うので、5年後の成果、結果でいいのか、もっと短期的に結果を求められている事業なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○平井技術・経営革新課長 おっしゃるとおりかと存じます。成果目標が5年だからといって、5年間フォローしないということではなくて、今回、21%、42%みたいなものもとらせていただきましたし、42%の人がダーウィンの海を越えられなくて困っているという状況で、すぐに販路拡大の支援のほうにつなげていきたいと我々動いておりますのは、まさに先生ご指摘の意識で、5年待つのではなくて、今の状況、1年後の状況、2年後の状況をきちっとフォローして、その時々で手を打っていききたいと思ったがゆえに、こういった形でフォローしております。

○上山委員 革新という言葉が非常にミスリーディングな感じがするので、より実態に近い形で事業設計と効果を測定していただければと思います。

○平井技術・経営革新課長 ありがとうございます。

○保坂政策評価審議官 では、事務局が準備をしていますので、まだほかにご意見ある方がいらっしゃれば。

それでは、第2セッションのとりまとめに移らせていただきます。梶川委員、よろしくお願いいたします。

○梶川委員 それでは、とりまとめ結果を発表させていただきます。

まず、評決の結果についてでございますけれども、現状どおり1名、事業内容の一部改善3名、事業全体の抜本的な改善2名でございます。

それぞれの評決に関して代表的なコメントといたしましては、現状どおりとされた方からは、本事業は、多数を占める中小企業の活性化のため重要である。

事業内容の一部改善とされた方からは、革新的な製品・サービス開発にチャレンジする中小企業に対する補助として実効性を上げるために、革新性の要件を厳しくし、一方で1件当たりの補助上限を上げるといった工夫をすべきである。事業構造上の採算性の向上について持続性についても考慮に入れるべきである。造成額、期間を限定する前提があれば、基金形式での執行も可能であると考えます。採択条件に定められている付加価値額、経常利益率を達成した案件数を成果目標とすべきである。

事業の抜本的な改善とされた方からのコメントですが、資金支出の柔軟性はある程度必要であるが、基金として保有することでガバナンスが後退しないよう、毎年度達成状況をフォローし不要額を直ちに返納される体制を確立すべきである。他の施策との違いを明確

にし、革新的な技術・サービスの支援であることを明確にすること。基金でなくとも実施可能な部分も相当あると思われ、再度検討し直すべきなどの意見がございました。

また、1名の方から、本事業を強力に推進すべきという意見がございまして、そのコメントとしまして、支援対象となる企業の条件、事業イメージを適切に設定した上で、強力に推進すべきということでございます。

以上の結果を踏まえまして、本事業に関しましては評決として、事業内容の一部改善を行うこととさせていただきたいと思えます。

それぞれ論点に関しましての改善策についてでございますが、基金形式はどうかという論点に関しまして、中小企業の経済効果として効果を発揮するために必要な期間を、確保可能な政策手段により実施すべきであるということでございます。成果目標について、事業終了後5年を待つことなく、採算性の向上や持続性についても考慮に入れた上で、毎年度アウトカムの達成状況をフォローすべきである。国が実施する事業として、他の中小企業にも参考となるような、モデル性の高い事業に絞り込んだ上で、波及効果の計測を行うべきである。執行方法に関しましては、老朽化対策等にメニューを拡大するのではなく、革新的な設備投資やサービス開発、試作品開発に政策資源を特化すべきであるという各論点ごとのコメントがございました。

以上、評決の結果のまとめ及び各論点ごとのコメントに関しましてご意見等ございませんでしょうか。

○保坂政策評価審議官 では、事務局側、何か一言ありますか。

○平井技術・経営革新課長 いずれも的確なご示唆をいただいたものと思っております。今やっている事業、まだ半ばでございますけれども、今後きちっとフォロー、あるいはPDCAを回していくように努力して、努めてまいりたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○梶川委員 では、皆さんコメントも合意していただきましたので、以上とさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

○保坂政策評価審議官 以上で2コマ目のセッションを終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

金子委員と石田委員につきましてはご対応いただく事業はここまでとなりますので、本日は誠にありがとうございました。

また5分間ほど休憩をとりまして、10分スタートとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いします。

—了—